会長		担当理事		会計	

草保第267－１号
令和５年６月７日

管内各医師会長
管内各歯科医師会長　　様

埼玉県草加保健所長　長棟　美幸
（公印省略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第５３条の７に基づく健康診断の報告について（通知）

保健所業務の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の２に基づく定期健康診断を実施した場合は、下記のとおり、報告が義務付けられています。

つきましては、大変お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会員医療機関の長あて、健診結果判明後には、別添「定期の健康診断報告書」を当所あて御提出いただけますよう周知の方よろしくお願いいたします。

記

【根拠法令】
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第５３条の７
【報告様式】
別添「定期の健康診断報告書　（感染症法第５３条の７）」
【検査項目】
胸部エックス線検査、喀痰検査（必要がある場合）
【報告期限】
令和５年度健康診断実施（結果判明後）月の翌月１０日まで（年度内必着）
【報告方法】
E-mail 又はＦＡＸ、郵送（送付文不要）
※今年度既に報告済みの場合、再報告の必要はありません。
【提出先・問い合わせ】
草加保健所　感染症担当　蛭田
住　所　〒340-0035　草加市西町４２５－２
E-mail　q2515514@pref.saitama.lg.jp
ＦＡＸ　０４８－９２５－１５５４
ＴＥＬ　０４８－９２５－１５５１(自動音声1)

草加八潮医師会
収受
5.6.15
第302号

様式51－1号

定期の健康診断報告書（感染症法第53条の7）

（あて先）
埼玉県知事　（管轄保健所長を経由）

施設名			
所在地			
電話番号・FAX E-mail		実施年月	年　　月
担当者		報告年月日	年　月　日

対象区分 ＼ 実施区分		①学校・病院・診療所・助産所・介護老人保健施設・社会福祉施設 職員・従事者	②学校のうち、大学・高校・短大・専門学校等 対象の年度に入学した学生・生徒	③社会福祉施設 65歳以上の入所者	④市町村 65歳以上の居住者
健康診断対象者数					
胸部エックス線検査受診者数 ※直接撮影・間接撮影を分けて記入してください		直接撮影人数： 間接撮影人数：	直接撮影人数： 間接撮影人数：	直接撮影人数： 間接撮影人数：	直接撮影人数： 間接撮影人数：
かくたん検査受診者数					
発見者数	結核患者				
	結核発病のおそれがあると診断された者				

未受診者がいる場合その理由	・年度中に受診予定　（　　名） ・転出等　（　　名） ・妊娠中等　（　　名） ・他で実施　（　　名）	・受診勧奨中　（　　名） ・その他　理由： （　　名）

記入について（感染症法施行令第12条参照）　(H26)

①は、学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設（※）が該当します。職員、従事者について、記入してください。

※社会福祉施設とは、生活保護法の救護・更正施設等、老人福祉法の養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害者支援施設、売春防止法の婦人保護施設をいいます。

②は、高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学が該当します。対象の年度に入学した学生、生徒について、記入してください。

③は、社会福祉施設（※）が該当します。65歳以上の入所者について、記入してください。（今年度中に65歳となった者を含む）

④は、市町村が該当します。65歳以上の居住者について、記入してください。（今年度中に65歳となった者を含む）

*様式51-1号は、埼玉県庁ホームページからダウンロード可